

おくやみハンドブツク



村上市



## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

村上市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

村上市役所 0254-53-2111（代表）

### 事前準備について

村上市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

なお、お手続きは各支所でも可能です。

また、お亡くなりになったことが記載された戸籍については、お届けから2週間ほどお時間を頂戴しておりますので、お急ぎの場合は市民課 戸籍担当へご相談ください。

#### STEP 1

##### 持ち物の確認



次ページの「来庁時の持ち物について」を  
ご確認ください。



#### STEP 2

##### 委任状について



相続人が来庁できない場合は、手続きによっては委任状が必要な場合があります。

相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

#### STEP 3

##### 各種手続きチェックリスト



各種手続きを確認し、該当があると思われる場合は、該当手続きのページをご覧ください。

#### STEP 4

##### ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、村上市役所 2番窓口の市民課（各支所は地域振興課市民生活室）窓口へお越しください。。

故人の氏名： \_\_\_\_\_ 様

故人の生年月日：(T・S・H・R) 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 来庁時必ずお持ちいただくもの

下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

※併せて各種手続きのページをご覧いただき、その他必要なものをご準備ください。

### ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印**（※相続人代表及び葬祭執行者（喪主））
- 預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表及び葬祭執行者（喪主）、年金請求者）
- このおくやみハンドブック（推奨）**

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

### 亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されている年金証書**
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証**
  - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
  - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
  - ※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
    - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証**
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

### 本人確認書類について

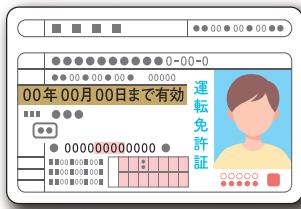
#### **1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、  
パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

#### **2点で本人確認できる書類**

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、  
医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

戸籍郵送請求書

相続について

委任状

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ	完了
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.5	
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた		
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.6	
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた		P.8
年金	<input type="checkbox"/>	各種(国民年金・厚生年金・共済年金)に加入または受給していた	P.10	
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた		
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.11	
	<input type="checkbox"/>	市税が課税されていた		P.12
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下・ミニカー)・小型特殊自動車いずれかを所有していた	P.13	
	<input type="checkbox"/>	軽自動車(3輪・4輪)、軽自動車(2輪)、2輪の小型自動車(125cc超)いずれかを所有していた		P.14
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.15	
	<input type="checkbox"/>	浄化槽・し尿くみ取り式のトイレを使用していた		
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.16	
	<input type="checkbox"/>	高額介護サービス費などを受給していた、あるいは今後受給する見込みがある		
	<input type="checkbox"/>	保険料を納付していた	P.17	
高齢者	<input type="checkbox"/>	高齢者福祉サービスを利用していた	P.18	
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.19	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給していた		
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.20	
	<input type="checkbox"/>	村上市心身障害者福祉金を受給していた	P.21	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた		
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度を利用していた(扶養年金)	P.22	

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ	完了
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費の助成を受けていた	P.23	
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー券を利用していた	P.24	
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた		
	<input type="checkbox"/>	障害者紙おむつ等購入費の助成を受けていた	P.25	
	<input type="checkbox"/>	人工透析通院助成費の助成を受けていた		
	<input type="checkbox"/>	精神障害者医療費助成(入院)を受けていた	P.26	
	<input type="checkbox"/>	自動車改造等助成・自動車運転免許取得助成・障害者向け住宅整備補助を受けていた		
	<input type="checkbox"/>	有料道路通行料金の割引を受けていた	P.27	
	<input type="checkbox"/>	NHK放送受信料の減免を受けていた		
	<input type="checkbox"/>	補装具の交付を受けていた	P.28	
	<input type="checkbox"/>	日常生活用具の給付を受けていた		
	<input type="checkbox"/>	新潟県おもいやり駐車場制度を利用していた	P.29	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.30	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた		
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成受給者証を交付されていた	P.31	
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた		
その他	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	P.32	
	<input type="checkbox"/>	道路、法定外公共物または河川用地を占用していた		
	<input type="checkbox"/>	山林を所有していた	P.33	
	<input type="checkbox"/>	農地等を所有していた		
	<input type="checkbox"/>	住んでいた家が空き家になり誰かに譲りたい		
	<input type="checkbox"/>	市の情報ネットワークサービス(ケーブルテレビ)を使用していた	P.34	
	<input type="checkbox"/>	防災行政無線戸別受信機・防災タブレットを借用していた		

## 1. 住民登録に関する手続き

### マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。住民基本台帳カードは返却してください。 なお、マイナンバーカードおよび個人番号通知カードは回収しませんので大切に保管してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
特になし	手続き不要
必要なもの	問い合わせ先
	市民課 市民年金室 ☎ 0254-75-8930

### 印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
□ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	市民課 市民年金室 ☎ 0254-75-8930

## 2. 保険に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### ✓ 手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険証を回収します。	なし
※市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険証	保健医療課 国保室 ☎ 0254-75-8931

#### ✓ 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなれたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳	保健医療課 国保室 ☎ 0254-75-8931

#### ✓ 手続き③ 承継人の届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた被保険者に係る保険給付などの申請、請求及び受領に関しては相続人の代表者に行っていただきます。	2年間以内
相続人の代表者になられた方は「承継人の届出書」に必要事項を記入し、ご提出ください。	手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人代表者のもの）	保健医療課 国保室 ☎ 0254-75-8931

## 2. 保険に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### ✓ 手続き④ 保険税の納付に係る手続き・承継に関する届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>世帯主や被保険者が亡くなられた場合は、保険税の再計算をし、不足や納付が済んでいない保険税がある場合は、亡くなられた方に代わって相続人（承継人）に納付していただく必要があります。また、還付金が発生する場合は、還付金の振込口座をご指定いただきます。</p> <p>保険税の納付や還付に関する書類を受け取る相続人の代表者（承継人）を決めていただき「承継に関する届出書」を提出してください。</p> <p>※相当の期間内に「承継に関する届出書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。 家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	おおむね 2週間以内
手続き可能な人	
相続人 ご遺族	
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の本人確認書類  <b>【保険税の還付金が発生する場合】</b> <input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 未支給年金請求者の口座番号がわかるもの	税務課 市民税室 0254-75-8949

#### ✓ 手続き⑤ 保険税の口座振替停止・変更の手続き

手続き詳細	期 限
<p>世帯主またはそのご家族が、亡くなられた方名義の口座を指定し口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、市窓口で口座振替停止または変更手続きが必要です。</p> <p>新たな口座での振替が間に合わない場合は、納付書で納めていただく場合があります。</p>	なし
手続き可能な人	
相続人 ご遺族	
必要なもの	問い合わせ先
<b>【指定口座を変更される場合】</b> <input type="checkbox"/> 納税義務者の印鑑 <input type="checkbox"/> 新指定口座の通帳と届出印	税務課 市民税室 0254-75-8949

## 後期高齢者医療保険に加入していた

### ✓ 手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険証を回収します。	なし
※市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療保険証	問い合わせ先
	保健医療課 国保室 ☎ 0254-75-8931

### ✓ 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなれたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳	保健医療課 国保室 ☎ 0254-75-8931

### ✓ 手続き③ 相続人申立書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた被保険者に係る医療給付費の申請、請求及び受領に関しては相続人の代表者に行っていただきます。	2年間以内
相続人の代表者になられた方は「相続人申立書」に必要事項を記入し、ご提出ください。	手続き可能な人
必要なもの	相続人代表者
<input type="checkbox"/> 印鑑（相続人代表者のもの）※自署以外の場合	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人代表者のもの）	保健医療課 国保室 ☎ 0254-75-8931

## 2. 保険に関する手続き

### 後期高齢者医療保険に加入していた

#### 手続き④ 保険料の納付に係る手続き・承継に関する届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>資格喪失までの保険料を再計算し、不足や納付が済んでいない保険料がある場合は、亡くなられた方に代わって相続人（承継人）に納めていただく必要があります。</p> <p>また、還付金が発生する場合は、還付金の振込口座をご指定いただきます。納付や還付に関する書類を受け取る相続人の代表者（承継人）を決めていただき「承継に関する届出書」を提出してください。</p> <p>※相当の期間内に「承継に関する届出書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。 家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	おおむね 2週間以内
手続き可能な人	
相続人 ご遺族	
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の本人確認書類  <b>【保険料の還付金が発生する場合】</b> <input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 未支給年金請求者の口座番号がわかるもの	税務課 市民税室  0254-75-8949

#### 手続き⑤ 保険料の口座振替停止・変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、ご本人名義の口座を指定し口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、市窓口で口座振替停止または変更手続きが必要です。	なし
新口座での振替が間に合わない場合は、納付書で納めていただく場合があります	相続人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>【指定口座を変更される場合】</b> <input type="checkbox"/> 納税義務者の印鑑 <input type="checkbox"/> 新指定口座の通帳と届出印	税務課 市民税室  0254-75-8949

### 3. 年金に関する手続き

#### 各種（国民年金・厚生年金・共済年金）に加入または受給していた

##### 手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類、提出先が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、一度市役所へお問い合わせください。	速やかに
※亡くなられた方と請求される方の関係によっては、一度で手続きが完結しない場合がございます。ご了承ください。	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求される方のマイナンバー通知カードやマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 請求される方の通帳（普通預金） <input type="checkbox"/> 請求書に添付が必要な証明書の発行に係る手数料（最大1,500円程度）	市民課市民年金室 0254-75-8930 新発田年金事務所 0254-23-2128 各共済組合

#### 農業者年金を受給していた

##### 手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または、除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 0254-66-6120

## 4. 税金に関する手続き

### 市税の納付が済んでいない

#### 手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。 市・県民税が特別徴収（給与天引き・年金天引き）になっていた方は、天引きが停止するため後日納付書をお渡しします。	納付書に記載の納付期限まで
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 納付書	相続人 ご遺族

#### 手続き② 口座振替停止・変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方またはそのご家族が、亡くなられた方名義の口座を指定し口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、市窓口で口座振替停止または変更手続きが必要です。 新口座での振替が間に合わない場合は、納付書で納めていただく場合があります。	なし
手続き可能な人	
<b>【指定口座を変更される場合】</b> <input type="checkbox"/> 納税義務者の印鑑 <input type="checkbox"/> 新指定口座の通帳と届出印	相続人、新納税義務者
必要なもの	問い合わせ先
	税務課収納対策室 ☎ 0254-53-3361

## 市税が課税されていた

### 手続き 承継に関する届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市・県民税、固定資産税、軽自動車税が課税されている場合、納付書や還付に関する書類は、相続人の代表者（承継人）に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるか「承継に関する届出書」に必要事項を記入し、ご提出ください。（亡くなられた方が土地または家屋をお持ちの場合、この届出書は土地・家屋の現所有者の届出を兼ねます。）</p> <p>また、還付金が発生する場合は、還付金の振込口座をご指定いただきます。</p> <p>※相当の期間内に「承継に関する届出書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。 家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	おおむね 2週間以内
手続き可能な人	
相続人 ご遺族	
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の本人確認書類  <b>【市税の還付金が発生する場合】</b> <input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号がわかるもの	税務課収納対策室 0254-53-3361 税務課 市民税室 0254-75-8928 税務課 資産税室 0254-75-8929

MEMO

## 4. 税金に関する手続き

### 原動機付自転車(125cc以下・ミニカー)・小型特殊自動車いずれかを所有していた

#### 手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合は、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	死亡日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ:相続人からの委任状	①相続人 ②相続人と同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
問い合わせ先	税務課収納対策室 ☎ 0254-53-3361

#### 手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。  ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	死亡日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ:相続人からの委任状	①相続人 ②相続人と同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
問い合わせ先	税務課収納対策室 ☎ 0254-53-3361

## 軽自動車（3輪・4輪）、軽自動車（2輪）、2輪の小型自動車（125cc超） いずれかを所有していた

### 手続き 廃車の手続き、相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
所有していた車両により、手続き先や提出書類が異なります。車検証など、車両の内容が分かるものを準備いただき、事前にお問い合わせください。	手続き先にお問い合わせください
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 車検証など、車両の内容が分かるもの	手続き先にお問い合わせください
問い合わせ先	
軽自動車（3輪・4輪） 軽自動車検査協会 新潟主管事務所 050-3816-1850	
軽自動車（2輪）または 2輪の小型自動車（125cc超） 国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局 050-5540-2040	

MEMO

## 5. 上下水道に関する手続き

### 上下水道を使用していた

手続き **名義変更手続きまたは閉栓手続き**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更手続きまたは閉栓手続きが必要となります。 お電話、または村上市電子申請システムより「上下水道の使用者（契約者）名義変更の届出」、「上下水道の使用中止（閉栓）の届出」より手続き可能です。 なお、名義変更した際に上下水道料金の引き落とし口座を変更または新たに設定する場合は、市窓口で口座振替の手続きが必要です。	できるだけ速やかに
手続き可能な人	どなたでも可
問い合わせ先	神林支所 上下水道課 業務室 ☎ 0254-66-6190

### 浄化槽・し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き **浄化槽・し尿くみ取り取消（変更）申請**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が浄化槽・し尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、 <u>名義変更</u> または、 <u>利用終了の手続き</u> が必要です。 <u>環境課（生活環境室）</u> へお問い合わせください。	なし
手続き可能な人	どなたでも可
問い合わせ先	環境課 生活環境室 ☎ 0254-75-8932

## 6. 介護保険に関する手続き

### 65歳以上または介護認定を受けていた

#### 手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却または破棄してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	介護高齢課 介護保険室  0254-75-8936

### 高額介護サービス費などを受給していた、あるいは今後受給する見込みがある

#### 手続き 相続人代表者に関する届の提出

手続き詳細	期 限
被保険者が高額介護サービス費などを支給されていた、あるいは今後支給する見込みがある方は提出してください。	2年間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの)	介護高齢課 介護保険室  0254-75-8936

## 6. 介護保険に関する手続き

### 保険料を納付していた

#### 手続き① 保険料の納付に係る手続き・承継に関する届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>資格喪失までの保険料を再計算し、不足や納付が済んでいない保険料がある場合は、亡くなられた方に代わって相続人（承継人）に納めていただく必要があります。</p> <p>また、還付金が発生する場合は、還付金の振込口座をご指定いただきます。納付や還付に関する書類を受け取る相続人の代表者（承継人）を決めていただき「承継に関する届出書」を提出してください。</p> <p>※相当の期間内に「承継に関する届出書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。 家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	おおむね 2週間以内
手続き可能な人	
	相続人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の本人確認書類  <b>【保険料の還付金が発生する場合】</b> <input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 未支給年金請求者の口座番号がわかるもの	税務課 市民税室  0254-75-8949

#### 手続き② 口座振替停止・変更の手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が、ご本人名義の口座を指定し口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、市窓口で口座振替停止または変更手続きが必要です。</p> <p>新口座での振替が間に合わない場合は、納付書で納めていただきます。</p>	なし
手続き可能な人	
	相続人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>【指定口座を変更される場合】</b> <input type="checkbox"/> 納税義務者の印鑑 <input type="checkbox"/> 新指定口座の通帳と届出印	税務課 市民税室  0254-75-8949

## 7. 高齢者福祉に関する手続き

## 高齢者福祉サービスを利用していた

## 手続き 相続人代表者に関する届の提出

手続き詳細	期限
被相続人が高齢者福祉サービスを利用していた方は提出してください。 未使用分の高齢者おむつ等購入費助成券、外出支援サービス利用券は返却ください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳（相続人のもの）	介護高齢課 高齢者支援室 ☎ 0254-75-8935

## MEMO

## 7. 福祉(障がい)に関する手続き

### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

#### 手続き 手帳の返還、資格喪失届(身体障害者手帳のみ)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となりますので返還してください。	なし
手続き可能な人	
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉課福祉政策室  0254-75-8940 または各支所地域振興課 地域福祉室

### 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給していた

#### 手続き 資格喪失届の提出(未払い分がある場合は未支払請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当等を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。</u>	速やかに
手続き可能な人	
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課福祉政策室  0254-75-8940 または各支所地域振興課 地域福祉室

## 特別児童扶養手当を受給していた

### 【亡くなられた方が保護者の場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。 受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	速やかに 手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは、戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可)	福祉課福祉政策室 ☎ 0254-75-8940
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、支給対象障害児の振込口座の通帳写し	または各支所地域振興課
<input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本と、 振込口座の通帳の写し	地域福祉室
<input type="checkbox"/> 印鑑	

### 【亡くなられた方が児童の場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。 他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。	速やかに 手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは、戸籍抄本	福祉課福祉政策室 ☎ 0254-75-8940
	または各支所地域振興課 地域福祉室

## 7. 福祉(障がい)に関する手続き

### 村上市心身障害者福祉金を受給していた

**手続き** 未払い分がある場合は手続きが必要

手続き詳細	期 限
村上市心身障害者福祉金を申請していた方が、支給までの間に亡くなられた場合、手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の振込口座の分かるもの <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	福祉課福祉政策室 ☎ 0254-75-8940 または各支所地域振興課 地域福祉室

### 自立支援医療受給者証を利用して通院していた

**手続き** 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。  自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)がお手持ちにありましたら返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療)	福祉課福祉政策室 ☎ 0254-75-8940 または各支所地域振興課 地域福祉室

## 心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

### 【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

#### 手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。	速やかに 手続き可能な人 年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先 福祉課福祉政策室 ☎ 0254-75-8940 または各支所地域振興課 地域福祉室
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの（通帳の写し） <input type="checkbox"/> 印鑑	

### 【年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合】

#### 手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金の請求が必要です。	速やかに 手続き可能な人 年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先 福祉課福祉政策室 ☎ 0254-75-8940 または各支所地域振興課 地域福祉室
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの（通帳の写し） <input type="checkbox"/> 印鑑	

## 7. 福祉(障がい)に関する手続き

### 【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

#### 手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、年金給付は死亡した月で終わります。届出が必要です。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 印鑑	福祉課福祉政策室 <b>☎ 0254-75-8940</b> または各支所地域振興課 地域福祉室

### 重度心身障害者医療費の助成を受けていた

#### 手続き

重度心身障害者医療費助成(県障)受給券者証の返却及び、資格喪失届、(未支払い分がある場合は承継人の届出書、助成申請書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障害者医療費助成(県障)受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は印鑑	福祉課福祉政策室 <b>☎ 0254-75-8940</b> または各支所地域振興課 地域福祉室

## 福祉タクシー券を利用していた

### 手続き 未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	福祉課福祉政策室 ☎ 0254-75-8940 または各支所地域振興課 地域福祉室

## 障害福祉サービスを利用していた

### 手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉課福祉政策室 ☎ 0254-75-8940 または各支所地域振興課 地域福祉室

## 7. 福祉(障がい)に関する手続き

### 障害者紙おむつ等購入費の助成を受けていた

<input checked="" type="checkbox"/> 手続き	障害者紙おむつ券の資格喪失届と、未使用分の障害者紙おむつ券の返却
手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害者紙おむつ券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の障害者紙おむつ券があれば返却となります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の障害者紙おむつ券	どなたでも可
	問い合わせ先
	福祉課福祉政策室 ☎ 0254-75-8940 または各支所地域振興課 地域福祉室

### 人工透析通院助成費の助成を受けていた

<input checked="" type="checkbox"/> 手続き	人工透析通院助成費の資格喪失届の提出(未払い分がある場合は人工透析通院助成費未払請求書の提出)
手続き詳細	期 限
亡くなられた方が人工透析通院助成費を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	ご親族
	問い合わせ先
	福祉課福祉政策室 ☎ 0254-75-8940 または各支所地域振興課 地域福祉室

## 精神障害者医療費助成（入院）を受けていた

### 手続き 未請求分がある場合は手続きが必要

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が精神障害者医療費助成（入院）を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 未請求分の助成申請書、領収書 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	福祉課福祉政策室 0254-75-8940 または各支所地域振興課 地域福祉室

## 自動車改造等助成・自動車運転免許取得助成・障害者向け住宅整備補助を受けていた

### 手続き 申請中の場合は連絡が必要

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自動車改造等助成・自動車運転免許取得助成・障害者向け住宅整備補助を申請中の場合は連絡が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください	福祉課福祉政策室 0254-75-8940 または各支所地域振興課 地域福祉室

## 7. 福祉(障がい)に関する手続き

### 有料道路通行料金の割引を受けていた

手続き 登録削除の場合は手続きが必要

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が有料道路通行料金の割引を受けていて登録を削除する場合は手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください	有料道路 ETC 割引登録係 ☎ 045-477-1233 (受付時間 平日 9時~17時)

### NHK放送受信料の減免を受けていた

手続き 免除事由消滅届等の手続きが必要

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がNHK放送受信料の減免を受けていた場合は手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください	福祉課福祉政策室 ☎ 0254-75-8940 または各支所地域振興課 地域福祉室

## 補装具の交付を受けていた

**手続き 申請中の場合は連絡が必要**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が補装具の交付を申請中の場合は連絡が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください	福祉課福祉政策室 ☎ 0254-75-8940 または各支所地域振興課 地域福祉室

## 日常生活用具の給付を受けていた

**手続き 申請中の場合は連絡が必要**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が日常生活用具の給付を申請中の場合は連絡が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください	福祉課福祉政策室 ☎ 0254-75-8940 または各支所地域振興課 地域福祉室

## 7. 福祉(障がい)に関する手続き

### 新潟県おもいやり駐車場制度を利用していた

#### 手続き 有効期限が残っている利用証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が新潟県おもいやり駐車場制度を利用していた場合は利用証の返却が必要です。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
□ 新潟県おもいやり駐車場制度利用証	福祉課福祉政策室 ☎ 0254-75-8940 または各支所地域振興課 地域福祉室

MEMO

## 8. 子どもに関する手続き

### 児童手当を受給していた

#### 手続き 受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて、15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 受給予定者の健康保険証 <input type="checkbox"/> 受給予定者の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード【未支払い分の振込用】 ※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	こども課子育て支援室 ☎ 0254-75-8939

### 児童扶養手当を受給していた

#### 手続き 受給者の死亡届を提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きをを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 手続きをを行う方の印鑑 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード	こども課子育て支援室 ☎ 0254-75-8939

## 8. 子どもに関する手続き

### 子ども医療費助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成受給者証を交付されていた児童が亡くなられた場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。 なお、手続きは各支所でも受け付けています。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた児童の子ども医療費助成受給者証	こども課子育て支援室  0254-75-8939

### ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納、受給資格喪失届提出の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費助成受給者証	こども課子育て支援室  0254-75-8939

## 9. その他の手続き

### 家財整理をしたい

#### 手続き 村上市ごみ処理場へのごみの搬入

手続き詳細	期 限
村上市ごみ処理場へのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。 村上市ごみ処理場で処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が村上市外の場合は搬入できません。	なし（搬入日当日にお持ちください）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 处理手数料10kgまで60円（10kgごとに60円加算） ほか家電リサイクル品は品目に応じた手数料がかかりますので事前にお問い合わせください。	環境課 生活環境室 0254-75-8932 村上市ごみ処理場（エコパークむらかみ） 0254-60-2430

### 道路、法定外公共物または河川用地を占用していた

#### 手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は占用の廃止の申請を、名義の変更をする場合は名義の変更の申請を行ってください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<b>【占用の廃止】</b> <input type="checkbox"/> 道路⇒道路占用廃止・取りやめ届 <input type="checkbox"/> 法定外公共物⇒占用廃止届 <input type="checkbox"/> 河川用地⇒占用廃止・取りやめ届  <b>【名義の変更】</b> <input type="checkbox"/> 道路⇒道路占用権譲渡承継届 <input type="checkbox"/> 法定外公共物⇒占用権承継届 <input type="checkbox"/> 河川用地⇒河川占用権譲渡承継届  ※詳細は事前にお問い合わせください。	建設課 管理室 0254-75-8945

## 9. その他の手続き

### 山林を所有していた

手続き 森林法に基づく届出

手続き詳細	期 限
相続により山林などを取得した場合は、所有者の変更手続きが必要です。山林などを相続された際は、農林水産課林業担当までご相談ください。	所有者となった日から90日以内
手続き可能な人	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書	農林水産課 ☎ 0254-53-3368

### 農地等を所有していた

手続き 農地法に基づく届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地または採草放牧地を所有していた場合、相続された方は農地等の権利を取得した旨の届出が必要です。	権利取得を知った日からおおむね10ヶ月以内
手続き可能な人	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	農業委員会事務局 ☎ 0254-66-6120

### 住んでいた家が空き家になり誰かに譲りたい

手続き 空き家バンクへの登録

手続き詳細	期 限
空き家となった住宅を市空き家バンクに登録することで、村上市への移住希望者や村上市民の方などへ紹介する制度です。(村上市空き家バンクでは、売買を希望する空き家を紹介する事業であり、賃貸借物件の取扱いは行っておりません) ※登録をお考えの場合は事前にお問い合わせください。	なし
手続き可能な人	所有者、相続人または相続人から委任を受けた人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 村上市空き家バンク登録申込書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 委任状(空き家所有者と申請者が異なる場合、提出が必要になります)	市民課自治振興室 ☎ 0254-75-8926

## 市の情報ネットワークサービス(ケーブルテレビ)を使用していた

### 手続き 加入者の変更、または休止脱退の手続き

手続き詳細	期 限
市の情報ネットワークサービスに加入している方が亡くなられた場合、継続して使用する場合は加入者名を変更する必要があります。また、亡くなられた方の名義で口座振替を申し込まれていた場合、併せての届け出が必要になります。 加入者が亡くなられた後、加入していた建物で情報ネットワークサービスを使わない場合には、脱退もしくは休止のお手続きが必要となります。脱退時には建物までの引込線(光ケーブル)や回線終端装置(ONU)の撤去を行うため、再加入時には加入負担金が発生します。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
手続き可能な人	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<p>【加入者名の変更】  <input type="checkbox"/> 情報通信施設加入変更届</p> <p>【サービスの休止または脱退】  <input type="checkbox"/> 情報通信施設加入の脱退等届出書</p> <p>【口座振替の口座または名義人の変更】  <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書</p>	<b>総務課 情報管理室</b> ☎ 0254-53-2111 (内線 5123) <b>神林支所 地域振興課 総務管理室</b> ☎ 0254-66-6111 (内線 153) <b>朝日支所 地域振興課 総務管理室</b> ☎ 0254-72-0111 (内線 121) <b>山北支所 地域振興課 総務管理室</b> ☎ 0254-77-3111 (内線 113)

## 防災行政無線戸別受信機・防災タブレットを借用していた

### 手続き 戸別受信機・防災タブレット返却と手続き

手続き詳細	期 限
市では防災行政無線の受信のため戸別受信機や防災タブレットを各家庭に貸与しています。住んでいる人が誰も居なくなった場合には機器の返却と手続きが必要になります。ただし、定期的に宿泊するなど利用が予定される場合は返却の必要はありません。	速やかに
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 戸別受信機本体(電源ケーブル含む)、または防災タブレット本体(付属品一式(外箱含む))	<b>総務課危機管理室</b> ☎ 0254-53-2111 (内線 3143) <b>荒川支所地域振興課総務管理室</b> ☎ 0254-62-3101 (内線 146) <b>神林支所地域振興課総務管理室</b> ☎ 0254-66-6111 (内線 153) <b>朝日支所地域振興課総務管理室</b> ☎ 0254-72-0111 (内線 121) <b>山北支所地域振興課総務管理室</b> ☎ 0254-77-3111 (内線 113)

## 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

相続について

戸籍郵送請求書

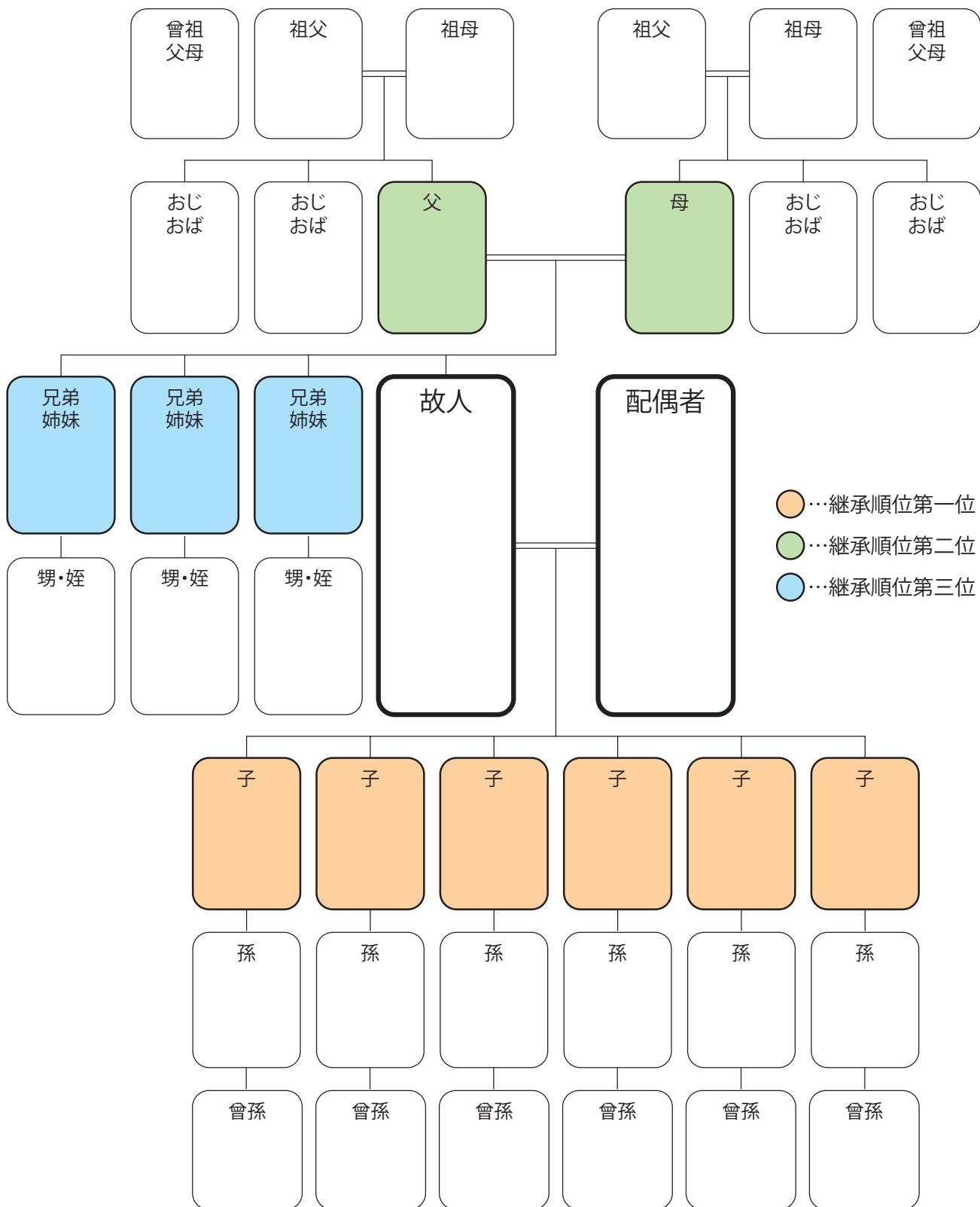
委任状

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍のある役所にお求めください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。 税務署にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$ 税務署にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	相続登記の申請	3年以内	相続登記の申請が義務化（令和6年4月1日施行）され、相続により（遺言による場合も含みます）不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年内に相続登記の申請をしなければなりません。また、遺産分割協議の成立により、不動産を取得した相続人は、遺産分割協議が成立した日から3年内に、その内容を踏まえた登記の申請をしなければなりません。 法務局にお問い合わせください。

## MEMO

## 家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

## 故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備 考
不動産				
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

令和6年  
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

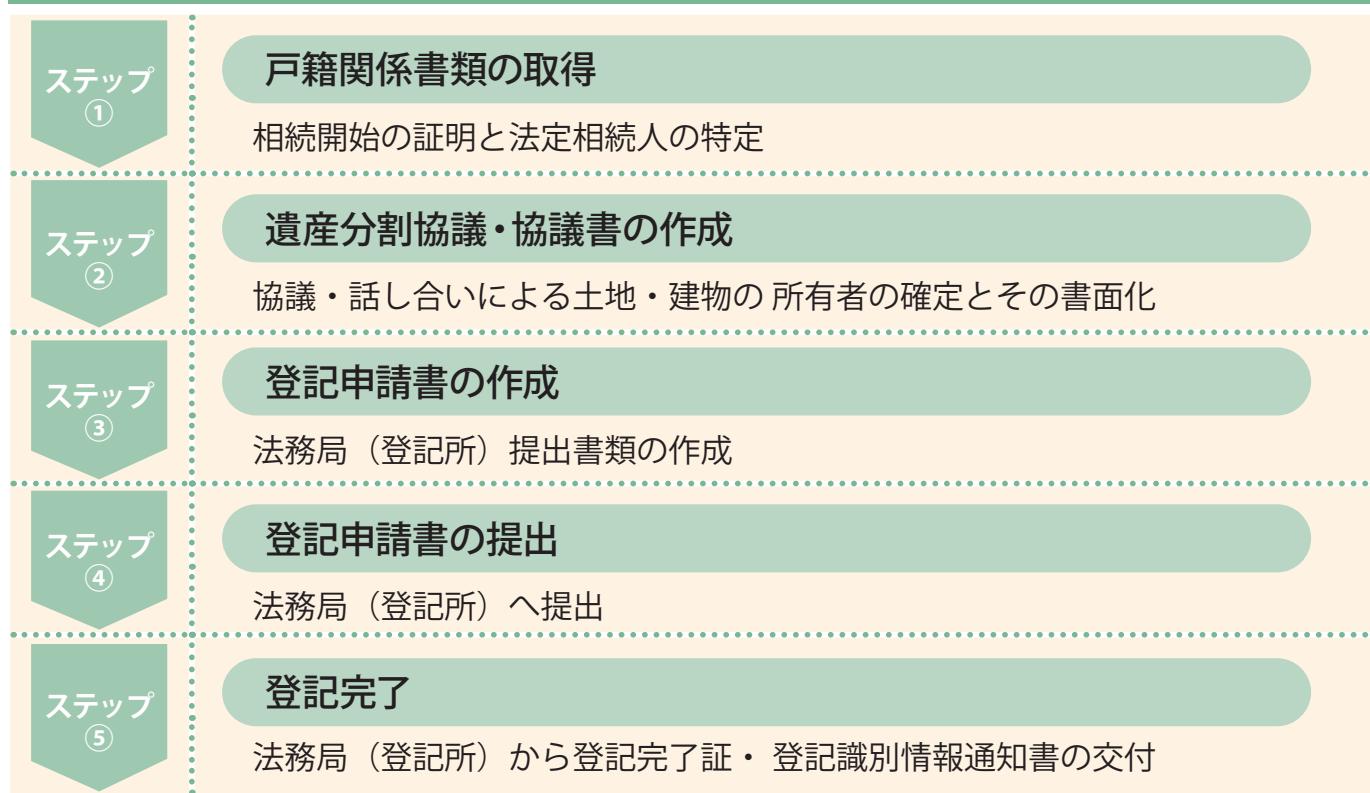
# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わります



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**  
しなければなりません。正当な理由がなく**義務に**  
**反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、  
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。  
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願ひいたします。  
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

# 法定相続情報証明制度について

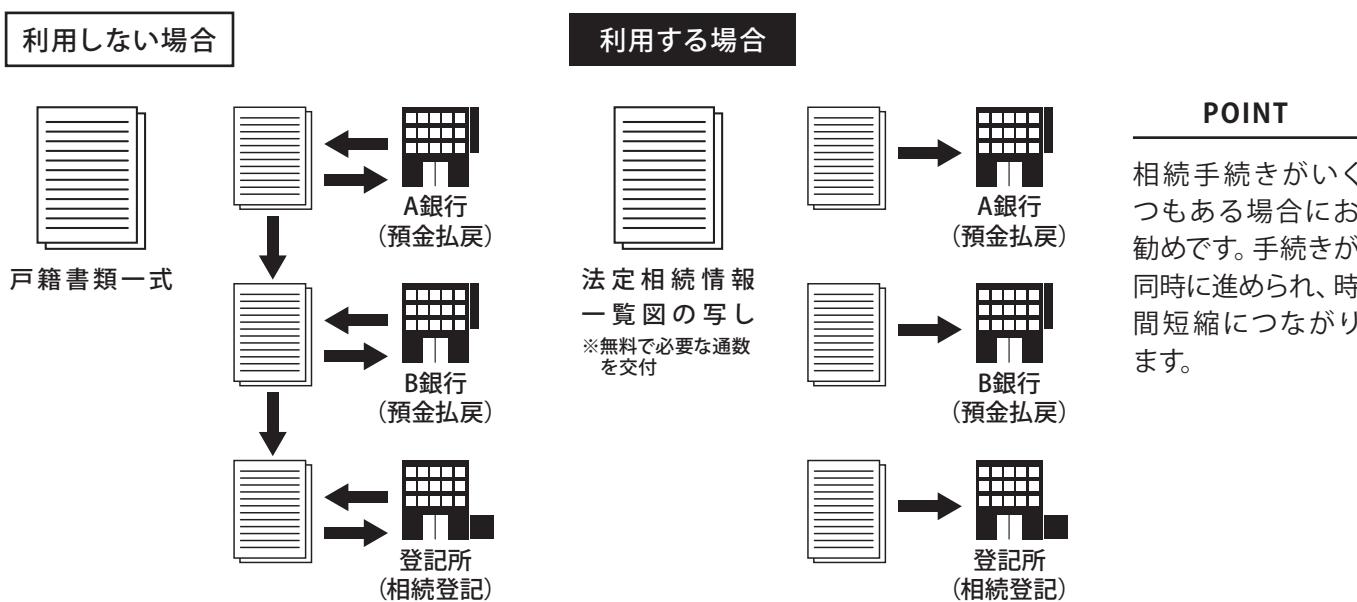
あなたの手続きを応援します！

## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度



### 制度の概要

#### ①申出（法定相続人または代理人）

- 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



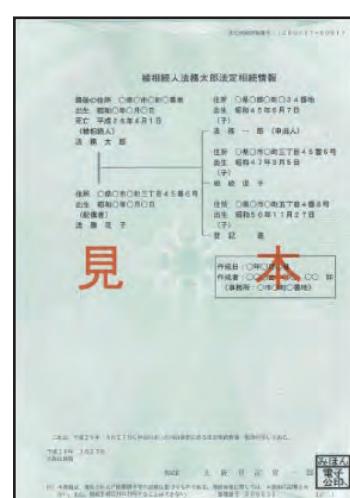
#### ③利用

各種相続手続きにお使いください。

### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

## 戸籍謄本等を郵便で請求する方へ

戸籍の郵送を希望される方は以下の①～⑤をそろえてお申込みください。

なお、令和6年3月1日から全国の自治体窓口で、村上市にあるご本人や直系の親族の戸籍の取得(広域交付)が可能となりました。郵便請求とは違い、郵便定額小為替や返信用封筒などが不要ですでのお勧めです。広域交付をご利用の場合は、事前にお近くの自治体へ必要書類等をお問い合わせください。

また、マイナンバーカードを使用した電子申請も受け付けております。専用サイト(<https://apply.e-tumo.jp/city-murakami-niigata-u/>)をご確認ください。右記の二次元コードからでも接続できます。



←村上市電子申請システム

また、電話やファックス、メールによる証明書の請求はお受けできませんのでご了承ください。

### <郵便請求に必要な書類>

#### ① 戸籍謄本等郵送請求書

別紙「戸籍謄本等郵送請求書」について、記載例をもとに記入してください。

※不明な点等については記載の電話番号へ連絡させていただきますが、一定期間連絡が取れないときは、請求書一式をお返しする場合があります。村上市役所市民課(Tel0254-75-8930)から着信がありましたら、お手数でも折り返しの連絡をお願いします。

#### ② 手数料

（注）郵便定額小為替には何も記入しないでください。

ゆうちょ銀行で郵便定額小為替を購入して、同封してください。※切手は不可。

【村上市の各種証明書の手数料】…手数料は市町村ごとに異なります

- ・戸籍の謄本・抄本(全部事項または個人事項証明書) 1通 450円
- ・除籍の謄本・抄本(全部事項または個人事項証明書) 1通 750円
- ・(平成・昭和)改製原戸籍謄本・抄本 1通 750円
- ・身分証明書 1通 300円 ・戸籍の附票 1通 300円 ・独身証明書 1通 300円

◎相続に係る出生から死亡までの除籍等は、関係戸籍を調べないと必要通数が判りません。請求の際は手数料に余裕をみて3~5千円の為替をお送りください。差額は為替や切手でお返しします。

### ③ 返信用封筒と切手

※切手代は郵便局へご確認ください。

- ・住民票上の住所・氏名等を記入した封筒と返信用切手を同封してください。
- ・切手が不足している場合は返送できません。複数の戸籍を請求される方などは切手を追加して同封してください。
- ・速達や簡易書留をご希望の場合は、その旨返信用封筒へ記載してください。
- ・個人情報保護のため、本人確認書類に記載の現住所への送付となりますのでご了承ください。

### ④ 本人確認書類(運転免許証等のコピー)

本人確認のため以下の本人を証明する書類の写し(Aを1点かBを2点)を必ず同封してください。同封なき場合は迅速に対応できない場合があります。

A	【1点】顔写真が貼付された公的機関が発行した証明書で、マイナンバーカード・住民基本台帳カード・運転免許証・障害者手帳・在留カードなど(住所・氏名等が確認できること。)
B	【2点】顔写真の貼付されていないAに準ずる証明書で、健康保険証・年金手帳・年金証書など。上記書類に送付先住所の記載がない場合は、別途送付先住所を確認できる証明書等を同封してください。

### ⑤ その他

※村上市の戸籍で、請求者と筆頭者の関係が確認できない場合には、関係が確認できる戸籍のコピーを同封してください。第三者が他人の戸籍を請求する場合は、請求が可能であるか法務省ホームページ「戸籍のABC」(URL:[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04\\_00032.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00032.html))をご確認ください。右記の二次元コードからでも接続できます。

法務省「戸籍のABC」→



- |         |   |
|---------|---|
| ○送付先    | : 〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号   |
| ○問合せ先   | : 村上市役所 市民課 市民年金室 TEL.0254-75-8930(直通)  |
| ○E-mail | : shimin-ne@city.murakami.lg.jp   |
| ○ホームページ | : <a href="https://www.city.murakami.lg.jp/">https://www.city.murakami.lg.jp/</a> |

# 戸籍謄本等郵送請求

① 請求者(あなた)についてご記入ください。

## ＜記載例＞

住所	〒 958-8501 新潟 都道府県 村上市三之町1番1号		
(ふりがな)	ムラカミ サケコ		
氏名・生年月日	村上 鮎子 (生年月日: S61年 9月 16日)		
下記筆頭者(住民票の場合は世帯主)との関係	本人・夫・妻・子・父母・ その他( )	電話番号	000-0000-0000 ※日中連絡することが可能な番号を必ず記入してください

② 必要な証明書の本籍(住所)・筆頭者(世帯主)についてご記入ください。

本籍地番 (住民票の場合は住所)	村上市三之町 1	(番)番地 1号
筆頭者 (住民票の場合は世帯主)	村上 鮎太郎	※戸籍の最初に書かれている人 (筆頭者は死亡していても変わりません)

③ どの証明が何通必要ですか？ 請求事由記載後、必要な証明書に☑してください。

請求事由 (使用目的)	※使いみちや提出先等を具体的に記入してください。 記載例: 村上 鮎太郎から村上 花子への相続の手続きを行うため、司法書士に提出。 村上 花子のパスポート申請手続きで〇〇パスポートセンターへ提出 <b>父: 村上 鮎太郎の年金手続きで、〇〇年金事務所へ提出</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍	<input checked="" type="checkbox"/> 謄本または全部事項証明(戸籍にある全員の分)	
<input type="checkbox"/> 除籍	<input type="checkbox"/> 抄本または個人事項証明(一部の人の分)	
<input type="checkbox"/> 原戸籍		

※以下に請求する範囲を記載してください。

- ・「(氏名) **村上 鮎太郎**」「(生年月日(和暦)) **昭和34年3月7日**」の
  - 最新の戸籍が  出生～死亡までのうち、村上市の戸籍が **答 1 通必要**
  - ・「(自由記載欄) **が 各 通必要**
- 記載例: 「私と父:〇〇の関係性が証明できる戸籍」

<input type="checkbox"/> 戸籍の附票 が 通必要	※抄本の場合→氏名[ ]	生年月日 [ 和暦 年 月 日 ]
・必要な住所地[ ]		
・右記項目の記載が必要な場合はチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 戸籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録地 <input type="checkbox"/> 住民票コード(使用目的を記入)		
<input type="checkbox"/> 受理証明書・届書記載事項証明書が 通必要		
届出の名称[ ]	年 月 日	[ ]
該当者[ ]	、証明の提出先[ ]	

住民票の写し 世帯全員・1人分・数人分が 通必要 ※必要なものに○を付けてください。

- ・1人分・数人分の場合は、証明書に表示する氏名・生年月日(和暦)を以下に記載してください。  
例: 村上 鮎太郎(S53.6.9)[ ]

- ・【住所・氏名・生年月日・性別】以外に必要な項目があれば以下に
- 世帯主氏名・続柄  戸籍・筆頭者  国籍等  在留資格関係情報  通称履歴事項  
 マイナンバー(使用目的を記入)  住民票コード(使用目的を記入)

<input type="checkbox"/> 上記以外の証明書が 通必要	※証明書の名称[ ]	※身分証明書、独身証明書等 (和暦)
どなたの分が必要ですか → 氏名[ ]	生年月日 [ 和暦 年 月 日 ]	

※最近、3か月以内に請求した戸籍に関する届出をした場合は記入してください。

届を令和 年 月 日に 市町村へ提出しました。

※コピーしてお使いください。

## 戸籍謄本等郵送請求書

### ① 請求者(あなた)についてご記入ください。

令和 年 月 日

住 所	〒 _____ 都道府県 _____		
(ふりがな)			
氏名・生年月日	(生年月日: 年 月 日)		
下記筆頭者(住民票の場合は世帯主)との関係	本人・夫・妻・子・父母・ その他( )	電話番号	※日中連絡することが可能な番号を必ず記入してください

### ② 必要な証明書の本籍(住所)・筆頭者(世帯主)についてご記入ください。

本籍地番 (住民票の場合は住所)	村上市	番・番地
筆頭者 (住民票の場合は世帯主)	※戸籍の最初に書かれている人 (筆頭者は死亡していても変わりません)	

### ③ どの証明が何通必要ですか？ 請求事由記載後、必要な証明書に☑してください。

請求事由 (使用目的)	※使いみちや提出先等を具体的に記入してください。 記載例: 村上 鮎太郎から村上 花子への相続の手続きを行うため、司法書士に提出。 村上 花子のパスポート申請手続きで〇〇パスポートセンターへ提出		
<input type="checkbox"/> 戸籍	□ 謄本または全部事項証明(戸籍にある全員の分)		
<input type="checkbox"/> 除籍	□ 抄本または個人事項証明(一部の人の分)		
<input type="checkbox"/> 原戸籍			
※以下に請求する範囲を記載してください。			
・「(氏名)」 「(生年月日(和暦)) 年 月 日」の			
□ 最新の戸籍が 出生～死亡までのうち、村上市の戸籍が 各 通必要			
・「(自由記載欄)」 が 各 通必要			
記載例:「私と父:〇〇の関係性が証明できる戸籍」			
□ 戸籍の附票 が 通必要 ※抄本の場合→氏名[ (和暦) 生年月日[ 年 月 日] ]			
・必要な住所地[ ]			
・右記項目の記載が必要な場合はチェックしてください。 □本籍・筆頭者 □在外選挙人登録地 □住民票コード(使用目的を記入)			
□ 受理証明書・届書記載事項証明書が 通必要 ※必要なものに○を付けてください。			
届出の名称【 届出年月日【 年 月 日】】、該当者【 】、証明の提出先【 】			
□ 住民票の写し 世帯全員・1人分・数人分が 通必要 ※必要なものに○を付けてください。			
・1人分・数人分の場合は、証明書に表示する氏名・生年月日(和暦)を以下に記載してください。			
例: 村上 鮎太郎(S53.6.9)[ ]			
・【住所・氏名・生年月日・性別】以外に必要な項目があれば以下に ☑			
□世帯主氏名・続柄 □本籍・筆頭者 □国籍等 □在留資格関係情報 □通称履歴事項 □マイナンバー(使用目的を記入) □住民票コード(使用目的を記入)			
□ 上記以外の証明書が 通必要 ※証明書の名称【 】※身分証明書、独身証明書等 どなたの分が必要ですか → 氏名【 (和暦) 生年月日[ 年 月 日] ]			
※最近、3か月以内に請求した戸籍に関する届出をした場合は記入してください。 _____届を令和____年____月____日に_____市町村へ提出しました。			

※コピーしてお使いください。

下記のすべてを委任者(頼む人)本人が記入してください。

偽り、その他不正な手段により、本人以外が委任状を作成・行使した場合は刑罰の対象となります。(刑法第159条・第161条)

## 委 任 状

令和 年 月 日

村上市長 宛

### 【委任者】

(頼む人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_

本籍 \_\_\_\_\_

筆頭者 \_\_\_\_\_

### <頼む証明書にレ印をしてください。>

私は、次の者を代理人と定め、住民票 記載事項証明書 戸籍  
戸籍の附票 身分証明書 独身証明書(注) 受理証明書  
その他( )

の交付請求及び受領に関する権限を委任します。

(注)独身証明書の代理人は請求者と同じ戸籍にいる方に限ります。

【代理人】 ※以下代理人欄も委任者(頼む人)本人が記入してください。  
※委任者以外の記入は認められませんのでご注意ください。

(窓口に来る人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

MEMO

ご相談ください

## 墓石・仏壇・仏事でお困りございませんか？



case1

お墓を新しくしたい

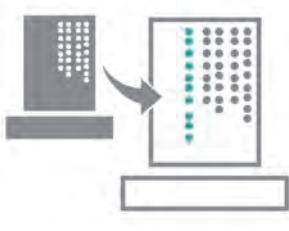
古いお墓を新しく建て直したり、石塔を残して、周りの外観だけを新しくすることもできます。



case2

お墓を移したい

遠方にあるお墓をお住いの近くにお引越し致します。お引越しに関わる手続きも代行致します。



case3

追加で戒名を彫りたい

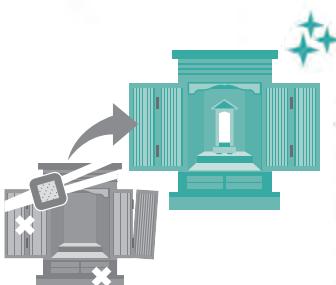
今あるお墓に後から亡くなられた方の戒名をお彫りいたします。既にある書体に合わせてお彫りいたします。



case4

お墓をキレイにしたい

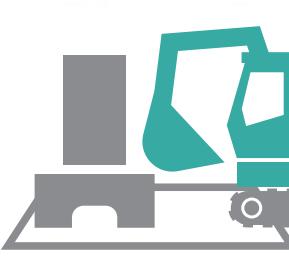
お墓についた苔や汚れなどを、専門的な機材や薬剤を使ってキレイにいたします。竿文字の色入れ直しもいたします。



case5

お仏壇をリフォームしたい

お仏壇を塗り直したり、不具合がある所を修理してきれいにします。

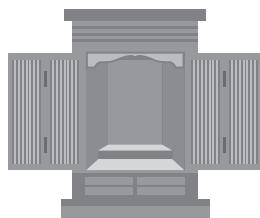


case6

お墓を処分したい

お墓を解体処分して更地にし、その使用権を墓地の管理者に返還いたします。

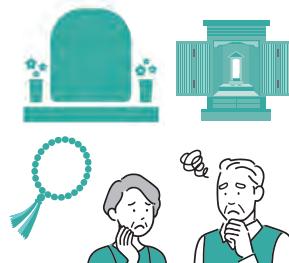
▽ホームページはこちらから▽



case7

お仏壇を処分したい

お仏壇を供養して処分いたします。



case8

墓石・仏壇・仏事の相談がしたい

あらゆる面でご相談に対応致します。

まずはお気軽にお問合せください。

— 石に心を刻む —



(株)石光 新潟県村上市村上568-2(コメリ村上店入口)

営業時間:8:00~17:30 / 定休日:不定休 /

TEL:0254-53-2700 / FAX:0254-53-2701

本誌ご持参で、店内の全商品10%引き

# こんな不安ありませんか？

「私達」ならこんな将来の不安を解決します。



**家族みんなが  
安心できる形へ  
お手伝いいたします**



- 見守りサービス
- 健康相談
- セカンドオピニオン手配
- 入院時の身元保証・連帯保証
- 緊急時の駆け付け・連絡代行
- 任意後見人の受託

- 葬儀・納骨・永代供養・墓じまい
- 行政手続きなど
- 遺品整理や生活用品の処分
- 相続手続きや行政への各手続代行
- 公正証書作成

※上記内容は事前の相談・契約が必要となります。

## ご家族に変わって私達がお手伝いをいたします



ご案内・ご相談からご紹介まで完全無料

相談窓口 **0254(28)9677**

新潟県胎内市中条 3113  
ハウスセレモニー

**心白** (こはく)



**株式会社 安心相続**



えんの旅

# 想いと縁を旅に。 あなたの“叶えたい”から創る、 新しい旅行サービス



えんの旅は、大切な人とのご縁を深め、思い出に残る旅行体験を提供する、プロのコーディネーターが寄り添う旅行会社です。単なる観光だけではなく、あなたの“叶えたい”想いやご要望に合わせたオリジナルプランをご提案し、思い出を積み重ねながら心に寄り添う“ご縁”を育んでいきます。

例えぼこんな旅

1周忌や3回忌に。  
大切な思い出の場所を  
巡る旅

大切なご家族と過ごした懐かしい場所  
や、思い出の時間が待つ土地へ。  
初めて出会った場所やプロポーズの地、  
一緒に泊まった旅館など、旅をしながら  
故人を偲ぶ機会をおつくりいたします。

子どもたちへ  
プレゼントする  
三世代旅行

「結婚や就職で遠くに離れて住むこと  
になった息子・娘と旅行に行きたい」  
「孫と一緒に旅行に行きたい」そんな風  
に思うことはありませんか？思い  
切って、お予さんたちへのサプライズ  
旅行と一緒に計画しましょう。  
思い出に残る旅をご支援いたします。



自分へのご褒美に！  
一人旅行で  
自由な自己発見旅

自分の「好き」を詰め込んだ旅行を、  
自分へのご褒美に。ワクワク感を満た  
し、新たな自分を発見してみませんか？

その他、「終活バスツアー」や「貸切クルーズツアー」など企画ツアーもございます。  
季節に応じてご案内しておりますので、ホームページをご覧ください。



まずはお気軽にご相談ください。ご予約・お問い合わせ

ホームページ

えんの旅



0120-302-282

(一社)全国旅行業協会正会員  
東京都知事登録旅行業第2-8325号

受付時間:9:00~18:00 HP:<https://en-no-tabi.jp>

えんの旅



運営元:株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F 当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

保険金定額  
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

# 終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の  
おすすめポイント

1  
Point

最高100歳まで保障

**85歳10ヶ月**  
まで申込可能!!

2  
Point

加入審査も

**告知だけ**  
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例)70歳の場合

月々 **2,500円** で **100万円** 保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと [相談無料]

《引受少額短期保険業者》

ベル少額短期保険株式会社

登録番号:福岡財務支局長(少額短期保険)第1号

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



**0800-919-0286**

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでの  
お申し込みは  
こちらから

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。 ◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。 ◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合には、申込保険金額を100万円以下に制限しています。 ◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。

ベル少短-資料-2409-001

発 行 村上市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2024年11月

